平成28年第1回臨時会

市議会会議録

平成28年1月28日 (開会) 平成28年1月28日 (閉会)

垂 水 市 議 会

平成二十八年第一回臨時会会議録

(平成二十八年一月)

垂 水 市 議

会

第1回臨時会会議録目次

第1号(1月28日) (木曜日)

1.開	슾	4			
1.開	議	4			
1.会議録	署名議員の指名	4			
1 . 会期の決定					
1.諸般の報告					
1.報告第	1号~報告第3号一括上程	5			
報告					
1. 議案第1号・議案第2号一括上程					
説明、	質疑、表決				
1.閉	<u>수</u>	1 8			

平成28年第1回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月	月	曜	種	別	内 容
1	• 2 8	8 木	本会議		開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程(説明、質疑)産業厚生委員会付託、総務文教委員会付託
				委員会	産業厚生委員会 (議案第1号「森の駅指定管理者」案の審査)
					委員会
			本会議		産業厚生委員長報告、総務文教委員長報告、質疑、討論、 表決、閉会

2. 付議事件

件 名

- 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて(垂水市税条例等の一部を改正する条例の 一部を改正する条例)
- 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度垂水市一般会計補正予算 (第10号))
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度垂水市一般会計補正予算 (第11号))
- 議案第 1号 垂水市猿ヶ城渓谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の 指定について
- 議案第 2号 平成27年度垂水市一般会計補正予算(第12号) 案

平成28年第1回臨時会

会 議 録

第1日 平成28年1月28日

本会議第1号(1月28日)(木曜) 出席議員 13名 1番 村山芳秀 持 留 良 一 8番 2番 梅木 勇 9番 池山節夫 3番 堀内貴志 北方貞明 10番 4番 川越信男 5番 感王寺 耕 造 13番 篠原靜則 川畑三郎 6番 堀 添 國 尚 14番 7番 池之上 誠 欠席議員 1名 11番 森 正 勝 地方自治法第121条による出席者 市 長尾脇雅弥 水產商工 副 市 長 岩 元 明 観光課長 髙田 総 土木課長 宮迫章二 総務課長中谷大潤 企画政策課長 角 野 毅 水道課長 北迫一信 財政課長 野妻正美 会計課長 堀内昭人 税務課長 池松 烈 監査事務局長 楠木雅己 市民課長 消防長 前木場 強 也 併 任 教 育 長 長濱重光 保久上 光 昭 選挙管理委員会 教育総務課長 事務局長 白木修文 学校教育課長 下 江 嘉 誉 保健福祉課長 篠原輝義 社会教育課長 森山博之 生活環境課長 田之上 康 農林課長 併 任

議会事務局出席者

農業委員会

事務局長 礒脇正道

事務局長川畑千歳

 書
 記
 橘
 圭一郎

 書
 記
 瀬
 脇
 恵

平成28年1月28日午前10時開会

△開 会

○議長(池之上誠) 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回垂水市議会臨時会を開会いたします。

△開 議

○議長(池之上誠)これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長(池之上誠) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において感王寺耕造議員、北方貞明 議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長(池之上誠) 日程第2、会期の決定を 議題といたします。

去る22日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を1日とすることに意見の一致をみております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池之上誠) 異議なしと認めます。 よって、会期は1日と決定いたしました。 △諸般の報告

○議長(池之上誠) 日程第3、諸般の報告を 行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から平成27年10月分及び11月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

〇市長(尾脇雅弥) 皆さん、おはようござい

ます。

本日、平成28年第1回垂水市議会臨時議会を 招集いたしましたところ、議員各位には御出席 を賜り、誠にありがとうございます。

まず初めに、1月24日日曜日から1月25日月曜日にかけての寒波到来による積雪等の影響について報告をいたします。

本市の体制につきましては、1月18日より情報収集体制を行い、ほっとメールや防災無線を通じて、事前に積雪情報等の周知を図りました。

主な被害といたしましては、転倒により3名 の方がけがをされ、救急車にて搬送されており ます。

積雪につきましては、25日の通勤・通学時間 帯に影響が出ております。

特に山間部においては積雪量が多く、住民生活にも影響があったことから、大野原地区の除雪作業は環境整備班で、牛根地区の山間部の集落への市道については地元の建設業者へ除雪作業を依頼し、実施したところでございます。

また、路面が凍結しないように融雪剤を散布 し、スリップ事故等が起こらないように、交通 安全の確保に努めたところでございます。

農作物につきましては、低温・積雪により約9,000万円の被害が発生しております。

内訳は、キヌサヤエンドウが、さやの表皮剝離や生育低下の被害を受けて約2,600万円、そのほかにスナップエンドウやタマネギなども被害を受けており、野菜の被害総額は約3,800万円となっております。

果樹では、露地ビワが栽培面積の24.5へクタールにおいて約5,200万円の被害を受けております。

その後の対応といたしまして、被災した農家においては、野菜関係は殺菌剤等の薬剤散布、 追肥、排水対策、植え直し等を行っているとこ ろでございます。

水道関連につきましては、水道管の凍結によ

る老朽管の破損による漏水や、一般家庭においては給湯器周りの配管凍結により、お湯が出ないなどの影響が約200戸ありました。

漏水復旧につきましては、事業者へ復旧作業 を依頼しておりますが、件数が多いため、しば らくお時間がかかる見通しとなっております。

教育関連につきましては、1月25日は市内全 小学校については通常登校となりましたが、中 学校につきましてはスクールバスの運行見合わ せのため自宅待機とし、その後、午前11時より 授業を再開したところでございます。

続きまして、1月26日火曜日に発生いたしま した水道断水につきまして、報告をいたします。

早朝から市民の方より問い合わせがありましたので、水道課において漏水箇所の調査など原因究明を急ぎましたが、特定に時間を要しまして、午前7時頃には牛根・新城地区を除く市内全域で断水をいたしました。

市民の皆さまには大変な御不自由と御迷惑を おかけいたしましたことを、深くお詫び申し上 げますとともに、節水への御協力に感謝をいた します。

対応といたしましては、防災ラジオ、防災無線、ほっとメールなどを活用して断水の周知に 努め、給水班を構成して職員で給水対応いたしました。

また、外部への協力要請といたしましては、 大隅河川国道事務所へ散水車1台、陸上自衛隊 国分駐屯地へ給水車9台と、中央病院の水不足 による不測の事態に備え、民間業者のタンク ローリーを待機していただきました。

公共施設のトイレにつきましては、終日使用禁止とし、小中学校はプールの水で対応をいたしました。学校における飲み水につきましては、関係の小中学校に対し、20リットルの箱入り飲料水を50箱配付するとともに、学校給食につきましてはメニューを変更し、対応したところでございます。

夕方には中央地区において、夜中には柊原地 区において、順次給水を再開しながら、翌日午 前6時頃には、ほぼ市内全域で給水再開ができ ました。

断水の原因といたしましては、大雪の影響による水道管破裂と推測していますが、正式な原 因究明までには、しばらく調査時間をいただき たいと考えております。

職員の頑張りに感謝するとともに、議員の皆 さまにも御心配をいただき、誠にありがとうご ざいました。

次に、企画政策関係のふるさと応援基金の状況について、報告をいたします。

ふるさと納税につきましては、12月議会において、より積極的な取り組みを後押しいただきましたことから、12月19日から31日までふるさと納税キャンペーンを実施いたしました。

このキャンペーンでは、市内返礼品取り扱い 事業者の皆様の御協力により、より魅力的な返 礼品の準備をし、インターネットを活用した広 報戦略を実施したところでございます。

キャンペーン期間中の実績は、寄附件数が 1 万6,418件、寄附金額が 3 億4,803万円となりました。

これに伴い、12月31日時点での平成27年度実績は、本市への直接寄附分で、件数が877件から1万7,677件と約20倍、寄附額が2,816万5,000円から3億9,510万円と約10倍なりました。以上で、諸般の報告を終わります。

〇議長(池之上誠) 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号~報告第3号一括上程 〇議長(池之上誠) 日程第4、報告第1号か ら日程第6、報告第3号までの報告3件を一括 議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることに

ついて (垂水市税条例等の一部を改正 する条例の一部を改正する条例)

報告第2号 専決処分の承認を求めることに ついて(平成27年度垂水市一般会計補 正予算(第10号))

報告第3号 専決処分の承認を求めることに ついて(平成27年度垂水市一般会計補 正予算(第11号))

〇議長(池之上誠) 報告を求めます。

○税務課長(池松 烈) おはようございます。 報告第1号専決処分の承認を求めることにつき まして、御説明申し上げます。

地方税分野におけます個人番号・法人番号の利用につきまして、各税目の個別手続等につきましては、平成27年10月2日付総務省自治税務局各課長連名通知「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」で示されているところでございますが、このたび、「平成28年度与党税制改正大綱」におきまして、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されましたことを踏まえまして、平成27年12月18日付総務省自治税務局各課長連名で

「地方税分野における個人番号利用手続の一部 見直しについて」の通知がなされ、併せて「地 方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部 を改正する省令」が平成27年12月25日公布され、 政省令に申告書等の記載事項及び様式の規定が ない手続であり、各地方団体において条例、規 則その他の個人番号の利用に係る根拠規定を速 やかに改正し、原則としまして平成28年1月1 日から適用することが適当であることから、急 施を要しましたので、垂水市税条例等の一部を 改正する条例の一部を改正する条例を地方自治 法第179条第1項の規定により専決処分とし、 公布の日から施行したところでございます。

そのため、地方自治法第179条第3項の規定 に基づき御報告申し上げ、承認を求めようとす るものでございます。

改正の主なものを申し上げますと、平成28年 1月以後に市が納税義務者、特別徴収義務者等 から申告・申請等を受ける手続におきましては、 原則として個人番号又は法人番号の記載を求め ることとなりますが、個人番号の記載を求める ことによって生じる本人確認手続等の納税義務 者、特別徴収義務者等の負担を軽減するため、 国税における取り扱いと同様に、個人番号記載 の対象書類を見直すとともに、一定の場合にお いて個人番号の記載を不要とするよう行ったも のでございます。

以上、申し上げましたことによりまして、垂 水市税条例等の一部を改正する条例の一部を改 正したものでございますが、お手元の新旧対照 表にて御説明申し上げます。改正する箇所をア ンダーラインでお示ししております。

1ページをお開きください。第51条につきましては、市民税の減免に関する規定でございますが、第2項第1号では、申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出する際に、個人番号の記載を不要としようとするものでございます。

次に、第139条の3につきましては、特別土地保有税の減免に関する規定でございますが、第2項第1号でも、申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出する際に、個人番号の記載を不要としようとするものでございます。

次に、附則でございますが、条例の附則をご らんください。条例は公布の日から施行するこ ととしております。

以上で、垂水市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を終わりますが、御承認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○財政課長(野妻正美) おはようございます。 報告第2号及び報告第3号の専決処分の承認 を求めることにつきましては、同じ理由による 専決処分であること、また、ほぼ同じ補正内容 でありますことから、一括して御説明申し上げ ます。

それでは、報告第2号及び報告第3号専決処 分の承認を求めることにつきまして、御説明申 し上げます。

ふるさと応援寄附金の急増により、ふるさと 納税制度事業関連経費の執行に急施を要しまし たので、平成27年12月28日に、平成27年度垂水 市一般会計補正予算(第10号)を、年が明けま して平成28年1月4日に、平成27年度垂水市一 般会計補正予算(第11号)を地方自治法第179 条第1項の規定により専決処分し、同条第3項 の規定により御報告を申し上げ、承認を求めよ うとするものでございます。

補正の理由でございますが、平成27年12月19日から実施しましたふるさと納税キャンペーンにより、ふるさと応援寄附金・寄附者が急増しましたことにより、その関連経費について平成27年12月28日に予算措置をいたしました。

しかしながら、専決後、見込み以上の寄附 金・寄附者の増となったことから、再度平成28 年1月4日に予算措置をしたものでございます。

補正予算第10号により、歳入歳出とも3億7,800万円を増額し、さらに補正予算第11号により、歳入歳出とも3億2,100万円を増額いたしましたので、結果、補正予算第11号後の歳入歳出予算額は98億9,507万9,000円になります。

補正の内容でございますが、第10号及び11号は、ほぼ同じ内容であることから、第11号で御説明申し上げます。

平成27年度垂水市一般会計補正予算(第11 号)をごらんください。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、歳出から御説明 いたします。

最後の7ページをごらんください。

18目ふるさと納税制度事業費ですが、寄附者へのお礼の特産品の報償費、寄附者等への領収書送付にかかわる通信運搬費などの物件費、ふるさと応援基金への積立金を計上しております。

これに対する歳入は、6ページの歳入明細に お示ししてありますように、寄附金と基金繰入 金の特定財源を充てて収支の均衡を図っており ます。

以上で説明を終わりますが、御承認いただき ますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(池之上誠) ただいまの報告に対し、 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「持留良一議員登壇」

○持留良一議員 報告第1号で、マイナンバー に関するとこの税等の関係の条例の改正という ことでしたけども、今、実際上もカード化する 方もいらっしゃるかというふうに思うんですけ ども、先ほど窓口で聞いたら、あと300通ほど まだ届けられてないというのがあるという現状 で、800近くあったらしいですけども500ぐらい は来たということなんですが、そういう中で、 私自身はマイナンバーをいろいろ問題があると いうことで、この間、訴えてきたわけなんです けど、そういう現状の中、この問題が具体的に なっちゃうと、当然のごとく、さまざまな問題 が引き起こされる可能性もなきにしもあらずと、 申告とか含めて近くなってきましたので、そう なってくると、やはりそのマイナンバーの現状 のさまざまな問題が改めて浮き彫りになったの かなというふうに思うんですけども、これらの 点についてはどんなふうな考えなのか。

○税務課長(池松 烈) 今、その300件ほどってありましたのは市民課の関係になりますので、税務課の関係のほうだけ報告させていただ

きたいと思います。

今回のこの条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続きと合わせて提出され、また申告後の後に関連して提出されるとかの一定の書類につきまして、納税義務者との個人番号の記載を要しないこととするような言葉、改正しますということがございまして、実は3月の税条例の一部改正を一部改正するものであるんですけれども、9月にも実際は12月に提案はしました条例の際に、一部一部改正が出ておりますので、その一部一部改正を踏まえて一部一部改正となっております。

国のほうからは、今後も修正をされる場合があるとの旨が申し添えておりますので、マイナンバー制度につきましては助成を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するという大きな目標・目的はございますが、制度の運用を図っていく中では国民の皆様の利便性を一番に考慮していかないといけないということでございますので、今後も一部改正がなされる可能性もあると私どものほうでは理解しております。

その都度、その都度の税条例等の一部改正が必要となってくるものと考えられますので、またこの議会に提案させていただきまして御承認していただければ、市民の方当たりもその都度、その都度、周知と言うか、御報告を申し上げてお願いをしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇持留良一議員 そうなってくると、その周知の問題なんですよね。要はなかなかそのあたりの情報というのがある意味、致命的な部分があって、それどうするのかって、この間のさまざまな教訓の中でもそんなのがあったのかとか、なかなか見ないとか、そういう面があって、結果的にそのことによって被害と言っては何です

けども、市民の皆さんが不利益をこうむるとか、こともあろうかと思うんですよね。そうなったときの問題点ということの中で、いや、その当たりどう徹底するのか、言葉は簡単ですけども、じゃあ具体的にこの間の教訓も踏まえながらその当たりをどんなふうに徹底されていくのかです。

〇税務課長(池松 烈) 実は、本日から実際、 もう申告が始まっております。

それにつきまして、国のほうから税務署を通じて、しおりちゅうかパンフレットも来ております。これも申告の際には、やはり特に御高齢の方々がマイナンバー制度が要るの、要らないのということで御心配されていらっしゃるようでございますので、ここのところにつきましては税務署のほうでも確か2日にわたって1班、2班というような形だったと思うんですけども、勉強会を実施していただきました。それにうちの職員もほぼ、私を除いては勉強させていただいておりますので、申告会場におきましても、その都度の説明はしていきたいと思います。

それから、今、実害ではないが、そういうの が発生する可能性と言うお言葉がちょっと出た ようでございますけど、これにつきましては、 まず記載するか、記載しないかっていうことの あれで、今回のこの改正につきましては、それ を不要としますよと。一旦上がっていた分のが それをいろいろ手続上、申請になったときには、 それはいいですよっていうようなことになるよ うでございますので、こういうことが国のほう ももう1回視野に、国民の方々の利便性という のを視野に入れた中で、今後も改正があります よということでございますので、そこのとこは 繰り返しになりますけど、国から下りてきた情 報は、またパンフレット等もたくさん来ると思 いますので、対応していきたいというふうに考 えているところでございます。

○議長(池之上誠) よろしいですか。ほかに

質疑はありませんか。

「池山節夫議員登壇」

○池山節夫議員 済いません、このふるさと納 税のほうでちょっとわからないもんだから、ち ょっとだけ聞きます。

この資料があったんですけど、ここに年末キ ャンペーンによる駆け込みの増と。この5番目 に、ふるさと納税大手自治体の申し込み受付期 間終了後のキャンペーン実施だった。ここがよ くわからないんだけど、どういうことかちょっ と教えてもらえますか。

○企画政策課長(角野 毅) キャンペーンに ついての御質問でございますけれども、その部 分の記載につきましては、ワンストップという 制度が導入されまして、納税者に対して非常に 納税のしやすい環境づくりという位置づけでご ざいます。その関係上、その方々に対する通知 を年明け早々に行う必要性がございます。そう すると、年度末まで寄附金の募集を行いますと、 事務的に非常にタイトなスケジュールになるこ とから、ほかの市町村はそのことを懸念して、 早目の寄附受付の取りやめを行ったということ でございます。本市におきましてはそれを31日 まで継続的に行ったということでございます。

○議長(池之上誠) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池之上誠) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

まず、報告第1号を承認することに御異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池之上誠) 異議なしと認めます。 よって、報告第1号は承認することに決定い たしました。

次に、報告第2号を承認することに御異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池**之上誠**) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認することに決定い

次に、報告第3号を承認することに御異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池之上誠) 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決定い たしました。

ここで、市長から発言の申し出がありますの で、これを許可いたします。

〇市長(尾脇雅弥) 済いません、先ほど諸般 の報告のところで、数字の言い間違いがござい ましたので、訂正をさせてください。

一番最後の部分でございます、ふるさと応援 基金の寄附額が2.816万円から3億9.510万円と 約14倍と申し上げなければいけないところを、 10倍と発言したようでございます。訂正をして お詫びを申し上げたいと思います。

△議案第1号、議案第2号一括上程

〇議長(池之上誠) 次に、日程第7、議案第 1号及び日程第8、議案第2号の議案2件を一 括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市猿ヶ城渓谷森の駅たるみず 及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理 者の指定について

議案第2号 平成27年度垂水市一般会計補正予 算(第12号) 案

〇議長(池之上誠) 説明を求めます。

〇水産商工観光課長(髙田 総) おはようご ざいます。

水産商工観光課所管議案第1号垂水市猿ヶ城 渓谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施 設の指定管理者の指定について、御説明申し上 げます。

垂水市猿ヶ城渓谷森の駅たるみず及び垂水市 猿ヶ城活性化施設の平成28年4月1日から平成 31年3月31日までの指定管理者の指定につきま して、地方自治法第244条の2第6項の規定に より、議会の議決を経なければならないと規定 されておりますことから、議案として上程させ ていただいたところでございます。

それでは、これまでの経過につきまして御説 明させていただきます。

森の駅たるみずは平成22年4月に開設され、6年が経過しようとしておりますが、近年におきましては、周辺施設等との連携や交流人口の増加に向けた取り組みにより、施設の利用者も年々増加してきている状況であるものの、毎年300万円程度の歳入不足が発生しており、光熱水費等の維持経費に基金を充当しているのが実情でございます。

また、議会や産業厚生委員会におきましても、 指定管理者制度導入の時期について質問や御意 見をいただき、その移行に向けての準備を進め る旨の答弁を行った経緯もありますことから、 指定管理者制度の導入により、民間活力を最大 限に活用して財政面を改善し、施設の充実や猿 ケ城周辺の観光資源の活性化と振興を図るため に、平成27年10月1日付で、広報誌やホーム ページ等で広く指定管理者の公募を行ったとこ ろでございます。

10月14日には現地説明会を開催、株式会社財 宝様と鹿児島国際交流協力センター様の1社・ 1団体の3名が参加され、10月30日に株式会社 財宝様から指定管理者の指定申請書が提出され たところでございます。

11月24日には、副市長を委員長として、選定 委員10名で構成された第1回垂水市猿ヶ城渓谷 森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設に 係る指定管理者候補者選定委員会を、垂水市公 の施設の指定管理者制度に関する運用指針に基 づき開催し、選定基準や候補者決定の判断基準 並びに第2回の選定委員会における質疑内容に ついて、審議をしていただきました。

12月15日には、第2回選定委員会を開催、申請者によるプレゼンテーションも行っていただき、質疑応答の後、選定委員による採点を実施いたしましたところ、候補者決定の判断基準を満たしておりましたことから、株式会社財宝様を森の駅指定管理者の候補者として、選定委員会において決定していただいたとこでございます。

以上のことにより、本日、地方自治法第244 条の2第6項の規定により、議会に議決をいた だきたく、議案も上程させていただいたところ でございます。

それでは議案第1号について御提案させてい ただきます。

垂水市猿ヶ城渓谷森の駅たるみず及び垂水市 猿ヶ城活性化施設の指定管理の指定について。

指定管理者に管理を行わせる施設、垂水市猿 ケ城渓谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性 化施設。

指定管理者に指定する団体、株式会社財宝。 指定する期間、平成28年4月1日から平成31 年3月31日まで。

提案理由につきましては、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、垂水市猿ヶ城渓谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものございます。

以上、御提案申し上げます。御審議方よろしくお願いいたします。

○財政課長(野妻正美) 議案第2号平成27年 度垂水市一般会計補正予算(第12号)案を御説 明申し上げます。

今回の補正は、ふるさと応援寄附金・寄附者

の増に対応するためのシステムを導入しようと するものでございます。

今回、歳入歳出とも353万5,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は98億9,861万4,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

歳出の事項別明細で御説明いたします。 7 ページをお開きください。

2款総務費の18目ふるさと納税制度事業費は、 ふるさと応援寄附金等の増に伴い、寄附者の情報等を一括管理し、事務の効率化を図ることを 目的に、システムを導入しようとするものです。

これに対する歳入は、6ページの事項別明細書にお示ししてありますように、ふるさと応援基金繰入金を充てて収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

○議長(池之上誠) ただいまの説明に対し、 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 すいません、議案第2号のほうで。

財政課長、これ、システムの導入がどのぐらいで完成するっちゅうか、できるのか。

それと企画課長、さっきタイトだと言われた けど、この電算システムの導入を充てにしてそ のタイトなところを垂水市はクリアしようと思 ってるのか、それとも、これ関係なしに、まあ 何とかなるのか。その大手の自治体が早目に申 し込みをやめて、年が変わってタイトになるか らっちゅう説明だったですよね、さっき。垂水 市も恐らくあんだけ来ると、相当大変だと思う んですよ。そのことは、そのこれ、関係なしに できるのか、それともこれがあってできるのか。 そこ。

○企画政策課長(角野 毅) 本市におきましては、現在、システムの導入は職員の手づくりのシステムを活用して、運用を行っております。そのために本市企画政策課の職員は12月中はシフトを組みまして休まず、また、年明けも整理のために職員が時間外での勤務を含め、総出で出ております。このシステムとは全く関係のないところで一通りの27年度分の寄附に対する事務処理というものを済ませなければなりません。

ただ、1月1日より本格的に制度を運用していくという計画でおりますので、そのためにはどうしても新たなシステムの導入をする必要性がございますので、そのための補正予算の要求という形になります。

システムは、今ございますデータの導入とか 購入を、システムを導入してから現在の寄附者 のデータ等の移行とか、それからシステムが正 常に動くかということのチェックもろもろを考 えまして、年度内には正式な稼働ができるよう に準備を進めたいと考えております。

〇議長(池之上誠) いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは議案第1号について、 質疑をしたいというふうに思います。

私はこの問題、3つの角度から質疑をしたい というふうに思います。

その中には、全国の、今、この指定管理者の 到達状況か、そういうことも踏まえながら発言 を、質疑をさせていただきたいと思います。

1つは、このいわゆる設置目的から考えた場合、施設の内容、この性格ですね、いわゆるここの設置目的等を考えた場合、そのさらに目的を達成するためには、私はやはり引き続きの直営化、もしくは公共的な団体が妥当だというふうに考える立場であります。

最近のこの問題での動向によると、1つは、この平成、2千何年でしたかね、これが制度ができたのが2003年でしたね、自治法が改正になりまして、こういう制度ができるようになったということで。その当時はいわゆるさまざまな施設が赤字だったりとか、そしてそのことによって経費が節減できるぞと、民間のノウハウを活用していけば、施設の運営がさらに一層、活性化されていくんじゃないかというさまざまな理由がそのときありまして、全国もさまざまな理由がそのときありまして、全国もさまざまるういう状況の中、検討がされ始めたといううに思っておるんですけども、しかし今、この制度自体がもう削減効果は限界に来てるということで、制度自体が賞味期限が来てるというような形も言われてます。

その実態的な数字としては、その指定管理者はいわゆる企業等、いわゆる企業の割合は10%台にとどまってるんですが、圧倒的に多くは、公共団体、NPOとか、そういうところが圧倒的シェアを占めてるというふうになります。これはいわゆる一定の規制を働く公共団体になることにどうしても落ちつかざるを得なくなってきたと。というのは、この間、さまざまな問題が起きてきてます。

鹿児島県内でも南大隅町のサタデーランドの問題ですね、これは業者が倒産でしたけど、それから薩摩川内市、太陽の里、赤字経営になって撤退をするということで、新聞にもそういうのが報道をされてました。全国的にもそういうさまざまな問題が起きてきたわけなんですけども、これが1つあるということの中で、私はやっぱり個々の目的・内容・理念等から考えた場合、そぐわないんじゃないかというふうに思うんですけども、この間、この6年間をどんなふうに総括をされてきたのか。それはなぜそこで民間、この指定管理という形に至ったのか。そこのところは若干の疑問も抱きますけども、その点がまず第1点です。

1つは、先ほど言いました、このそもそもの 指定管理者というのは、経費を縮減していくん だというのが大前目だったんですけども、これ も先ほど言ったとおり、さまざま問題が出てき てると。そういう中で、本市の確かに森の駅も、 先ほど報告あった300万ほどの赤字を出してき てるということがありました。

では、こういう中で2つあると思うんですけ ども、1つは、そういうのをどんなふうにして 克服していくのか。というのは、私たちのこの 議論の中には、財政収支計画だとか、さまざま な私たちが議論する、できるものがないわけで、 どうしてもそこの部分が十分、私たち自身も十 分な対応の中で、これが審査できないというこ の制度なり、これを運んでいる運用上の問題が あるわけなんですね。本来であれば、そういう 事業計画書とか収支計画書とかあれば、ここの 2点目の問題である、じゃあどんなふうにして 運用をしていくのか、これ以上の縮減というの はどんなふうにやっていくのか。例えば、今の 中で当然、考えられるのは、財宝さんは、その 温泉施設と一体になった形での宿泊の運用とい うのも当然、頭の中にはあろうかというふうに 思います。そういう中で、実際そういうところ で実際上の今のマイナス面をカバーしていくの か、それとも今の中で人件費を落とし、物件費 を落とす中で運営していくのか、こういう2つ の道の選択があると思うんですね。

というのは、やはり企業ですので、利益を生まなければ今まで、現状のまま受け継いでも何らメリットはないわけなんですよね。そうなってきたときに、この運用上の問題としてこの施設をどのように位置づけていく考えなのかというのが2点目の大きな問題点であります。

3点目は、そうなってきたときに、先ほど言いました2つの施設の理念・目的等々から考えた場合、いわゆる公共性という問題があります、1つは。もう1つはやっぱり運営していく上で

の透明性の問題もあります。

なおかつ客観性と言う問題もその中には当然、 なってくると思います。というのは、なぜかと 言うと、公共の施設を運営してるわけなんです。 これは福祉の増資に努めなければならないとい うことをしっかり明記もされてます。

そもそもこの地方自治法の224条のこの内容というのは、直営が原則ですよという考え方に立って、例外として管理者制度を取ることはできるんですよという中で運用されてきた背景があります。そうなってくると、やはり公の施設をどう運営していくのかというようになったときに、やはり今言った公共性とか客観性とか透明性、さまざまな問題点が指摘もされてくるわけなんですね。その点については基本協定の中にも若干、うたわれてる分もあります。

それと、なおかつ管理協議会を設置をして、 年2回ほど必要に応じて第3者を交えることに なっているというふうに思いますけども、やは り私はこの中での問題と言うのは市民の参加、 道の駅の問題のときにも指摘をしました、運営 協議会という中できちっとそこに参加を位置づ けて、そして定期的に議論をして、本当にその 言われたとおりの内容がきちっとされてるのか、 そして市民の声をどのように反映させていくの かと。そこに公の施設の最大の責任、役割があ るんじゃないかということも言ってきたわけな んですけども、その点でそういうことがきちっ と担保されていくのか。

そしてなおかつ問題は働き手の雇用の問題、この問題も、この間もいろいろと道の駅の関係で提案もしてまいりました。私は選定委員会の中に議員じゃなくて社会保険労務士を入れるべきだということも主張をしてきたわけなんですけども、そういうことも含めて、いわゆる公共性・透明性・客観性というのがどのように担保されていくのか。まずこのことはしっかり私は議論されていって、そしてきちっと提案される

ものだというふうに思いますので、その点について3点の角度から、まずこの点をただしていきたいと思います。

〇水産商工観光課長(高田 総) まず、指定管理を導入する理由といたしましては、先ほど御説明はいたしましたが、そのほかには、やはり利用の運用において利用者の利便性の向上ということが、年中無休のデイサービスが提供が不可欠でないかと。直営堅持ではただ単に人件費が増加するだけで、費用対効果が上げられない結果となるのではないかということを懸念いたしまして、市長が重点施策に掲げております6次産業化と観光振興における交流人口の施策を早急に進めて、地域の活性化を図りたいと。それを最優先にいたしまして、今回、指定管理者導入に至ったわけでございます。

あと、人件費、どのような事業計画なのかということにつきましては、財宝様のほうから一応提案でございますが、猿ヶ城地域の観光資源や、特に温泉を活用した大隅半島の一大観光拠点として整備を行い、観光振興を図る計画であるということでございます。

具体的には、森の駅の単体ではなく現所有施設との相乗効果、例えば森の家とのコラボによる取り組み、また構想案でございますが、猿ヶ城地域を森林・川・休憩施設の特性化した3つのゾーンに分けた整備計画を持っていらっしゃって、このような取り組みによりまして、現在、森の駅が抱えております課題であります、冬場の集客が可能になり、1年を通じたオールシーズンの集客が可能になると考えているところでございます。

また、収支によりますと、こちらで試算をいたしますと、現在、約30%のコテージ室の稼働率でございますが、これを10%上げますと、約500万円の収入増が見込まれます。今、御紹介いたしました申請者から出された、提案された事業を行うことにより、赤字の解消につきまし

ては十分可能であると考えているところでございます。

あと、人件費につきましては、大体毎年5% 程度の収入の増加を見込んでいらっしゃるとい うことで、これを人件費の増額において、増額 も考えながら反映させていくと。

これまでの現在の職員の方の賃金でございますが、これを下回ることはないと、それを上回る形で雇用を継続していく、そういう方向性であると提案をいただいております。

以上でございます。

○持留良一議員 3点目は回答がちょっとなかったんですけども、いわゆる公共性・透明性、これについて。

〇水産商工観光課長(高田 総) 公共性・透明性につきましては、今後の指定管理者の施設の管理運用におきましては、公募の要項で、現行の運用形態を継承することはもとより、当該施設の条例・規則並びに関係法令を遵守することを定めており、収益の基礎となる施設利用等の変更につきましては、条例・規則の改正が必要であり、また、議会での議決をいただかなければならないことから、公共性、利用者の公平性は堅持できると考えているところでございます。

また、当初の設置目的であります、森の駅の 設置目的であります本来の施設の性格を維持す る形で指定管理は導入することが、それも公平 性・透明性を確保できると考えておりまして、 その内容を募集要項の中で、業務の範囲といた しまして森の駅施設内におけるイベントの開催 とか、垂水市主催事業等における協力・スポー ツ合宿、並びに教育旅行体験メニューの受け入 れ等を記載したところでございます。それに関 しても前向きな提案をいただいております。

以上でございます。

〇持留良一議員 先ほど言いましたとおり、この目的ですね、施設の目的等をやる場合、1つ

の観光的な側面も当然、その中には出てくるか というふうに思うんですけども、しかし、やは りそこが優先されちゃうと、この森の駅の例え ば設置目的のある交流場の市民等に提供するこ とにより、地域の活性化及び市民等の健康の増 進等図るための云々かんぬんというのがだんだ ん薄くなってくるじゃないかなというふうに思 うんですね。

というのは、国はこの間、2008年と2010年に わたってさまざま問題があるということで通知 なり等ですね、いわゆる指導文書的な内容が多 いかと思いますが、そういうのを出してその解 決策をを図って来たんですね。当初は先ほど言 いましたとおり、経費の削減が中心だったんで すね。そうしないとやっぱり多くの自治体がそ れを利用しないだろうということは。

ところがそこがあまりにも中心的になっちゃって、例えば人の安全の問題、そしてまたひどいところはその土地を担保にして融資を受けるとか、ひどい経営実態もあったわけなんです。そうなってきたときに、これはどうもいけないということで、本来である公共のサービスの水準をパスしなさいと。いわゆる公共の施設だから、本来の目的に沿った形で運用しなさいというのが出てきたんですね。それが08年の中身です。

その中で、選定過程の中で、選定員が施設の 行政サービスに応じた専門家等が確保されているかっていうことも明記されてるんですよ。これは、もう御理解いただけると思うんです。この施設をする場合、行政サービス等に応じた専門家がないと、じゃあ、このところをどれだけ内容を持って選定の中、選定をできるかっていう、そういう専門的な角度がないと、ただ単に選定委員の皆さんが来て、参加していろいろ意見を言って行くと。ところが施設と言うのはそういう特徴と内容を持った施設だと。そうなってきたときに、そこの部分がないと、公共性の サービスが確保されないという問題が出てきたんですよね。この点が1つあると思うんですよ。

そうなってきたときに、もう1つが、協定等の中には自主事業と委託事業について明確な区分の定めがあるのかと。いわゆるもうごちゃまぜになっちゃって、どちらがどちらの主体的な事業なのか、自主的な事業なのかがわからなくなる。もう結局、その施設が1つの附属的な施設になっても運営はされていく。そうすると、さっき言った、その2つの施設の目的がないがしろにされていくというのがある。

私もちょっとこの前、施設を改めて見に行き まして、入り口のところに、ちょっとはっきり しませんけども、こんなことを書いてあります。

財宝さんという形で、雇用・センター・猿ヶ城・ラドン温泉・案内所というのが書いてあります。お土産コーナーもあります。もう既にこういうのが入り口のところに貼ってあるんですよ。なぜこれが貼ってあるんだって聞いたら、いや、いろいろ問題はあったけども、貼ることになったんだということになったんですよ。

本来、これはあり得ない話なんですよね、こういうことは。まだ指定管理者にもなってないのに、みずからの案内書をそこにつくるっていうと。お土産コーナーもありますよという、こういうふうな形でされてくる。

そうすると、先ほど言ったこの選定過程と協 定との中身が非常に、ある意味、曖昧になって きている可能性があるんじゃないか、私はそん なふうに改めて感じたんですよ。

そして、さっき建てる当初は、やっぱりこの施設と言うのは、本来の目的を達するためには、公共的な団体、もしくは直営でやっていくと、その確かに赤字をつくり出してそこについてはメスは入れてないですよ。というのは、これがつくったのは6年になるんですけども、先ほど言われましたけども、その間じゃあどういう議論をしてきたのかというのがもう1つの観点と

してあると思うんです。

しかし、これは当初21年、この資料がありますけども21年のときの資料がありますけども、そのときには指定管理者には資料が不足をしてると、適切な管理法の検証を含め、1年をめどに直営で行い、その後、指定管理する管理の代行による計画をしていくということだったんです。

先ほど言いましたとおり、課長のほうから総括もありませんでした。問題点、課題、そういう中でこの施設をどうするかということについては、意見がなかったんですけども、私は今のこの現状を考えたときに、やっぱりそういう部分での議論がないと大変じゃないかなというふうに思います。

それと、もう1つは、その経費の仕組み、人件費の問題等でそこんところはクリアされるという、確かに数字的にはそうなっていくと思います。

しかし、企業ですので、じゃあ、どう委託先 の利益を確保していくのかというのが、これは 当然だと思うんですよね。まさか、サービスで やるわけではありませんし、ボランティアでや るわけでもありません。やはりそこには1つの メリットがあるからこそ、指定管理という名を 上げて、今回、入ってこられたと思うんですよ。 そうなってきたときに、じゃあその中身で、先 ほど5%の増加を確保されると言いましたけど も、しかし、今の現状の中で伸びると言われま したけども、しかし、やはり非常に厳しさは私 は変わらないと思うんですよ。県下のさまざま な施設も調べましたけれども、やはり夏は一定 程度確保できるけれども、冬場の財政は非常に 難しいというのは、もうどこの施設も一緒です。 それをじゃあどう克服するかというところ自体、 具体的な内容がなかったんですけども、今の施 設だと、基本的には人的経費と物的経費で構成 をされてるのがほとんどだろうと思います。

ところが、今度は指定管理になると、その中に今度は物的経費・人的経費・委託先経費、この3つの構成でなっています。そうなってくると、委託先利益を確保するためには物的経費というのはなかなか外せませんよね、今の中でも、施設を運営する上で。そうすると、どうしても人的経費が圧縮せざるを得ない、これがもう全国的な施設の特徴です。

その中で、粉飾決算とか破産とか、さまざま 問題も起きてきているということなんですよ。

だから、そういう意味で、私はいろいろ考えて、確かに補正予算の非常に積極的な提案というのは、当然だろうと思います、それをやっていく上でですね。

ただ、やはり私がクリアしなければならない、 冒頭言ったこの施設の内容や性格から見た場合、 本当に民間にやっていくのが妥当なのか、どう なのかというのは、やっぱり懸念があるんじゃ ないか。そして経費縮減と言ってるけども、そ このところっていうのは違うよと、いかに公共 サービスを充実させていくか、住民のやはりそ ういう要望であった形の運営していくかってい う意味では、やっぱりそこの中に運営における 内容としては、やっぱり公的な、そういう運営 になっていくのが妥当じゃないか。そうでない となかなか難しいと。厳しくなった場合、どう してもそこにしわ寄せが来て、運営に支障を来 すという問題がいろいろ出てくると思うんです よ。

だから、そういう意味で安定的な施設を運営していくという点では、やはり私は今の指定管理の方法じゃなくて、引き続き模索をしながら、直営をしながら、法的な公共団体等の公的団体等の指定管理に移していくということが妥当だと思いますけども、先ほど言った2つの点について再度、お聞きをしたいと思います。

〇水産商工観光課長(高田 総) 今後については、協定書を締結いただいたりするわけです

が、その間に管理におきまして管理業務と相互 では精査して、まだまだ問題を解決していかな ければならないと考えているところでございま す。

強く言われる公共性でございますが、こちらも現在の取り組みを踏襲した形で公募を行い、前向きな提案、例えばキャニオニング等も山岳会等に加えて鹿屋体育大学の力をいただきながら進めていく考えもあると、そういうのもありまして、地域の先ほども財宝さんの商品が出ていると言われましたけど、今後は水之上地区の農産物も扱う方向で検討をしている、そういう地域と連携しながら施設の運用を図っていくという、いい提案をいただいておりますので、今回につきまして、議案を上程させていただいたところでございます。

○持留良一議員 私は先ほど全国の状況を話を しました。その中で様々な指定取消が2,415件 ありましてですね、やっぱり運用上のさまざま な問題を引き起こしてきてるという。ある意味、 公共施設を運営していく上で限界がそこに見え てきてるんじゃないかと、1つは思います。

2点目は、やっぱり経費節減の問題ですね、 そうじゃないんだと。公共サービスをどう充実 させていくかということが重要だということで す。

そして10年の通知の中には、労働条件の適切な配置がされるようにという、働く人たちの問題も出できます。前、ワーキングプアをつくってはいけないんだと、公共団体はそういうのをつくっちゃいけないんだというところを議論して、きちっとした適切な賃金水準を維持するようにということも言ってきたというふうに思いますけども、やっぱりそういうところはだんだん、だんだん問題化されてきてると。そうなってきたときに、やっぱり結論として言えるのは、そういう一定の規制が働く、公共団体等に委ねる、やっぱりこのことがされてるんじゃないか

というのが1つです。

もう1つは、やっぱり今後、経済動向の問題 もありますけども、地方づくりの中で競争が相 当激しくなってくると思うんですよね。そうな ってくると、どうしてもいやおうでも過度な経 費削減競争を突っ込まざるを得ないと、そうな ってきたときに、どういう問題が起きるかって いうのは、もうわかると思うんです。その中で やっぱり安定的に運営していくためには、公共 団体か非営利団体であるということが、これは やっぱり全国の、私は結果だろうというふうに 思います。

そういう意味で、この場では問題提起をして、 私の質問を終わりたいと思います。

質疑を終わります。

- ○議長(池之上誠) 回答は要らないんですか。
- 〇持留良一議員 いいです。
- ○議長(池之上誠) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(池之上誠) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、 審査いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(池之上誠) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については産業厚生委員会に、議案第2号については総務文教委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。 午前11時1分休憩

午後1時10分開議

〇議長(池**之上誠**) 休憩前に引き続き、会議

を開きます。

先ほど議題といたしました議案第1号及び議 案第2号について、休憩時間中に各常任委員会 を開き、審査が行われましたので、各議案を一 括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、川越信男議員。

[産業厚生委員長川越信男議員登壇]

○産業厚生委員長(川越信男) 休憩前の本会 議において産業厚生委員会に付託となりました 案件について、休憩中に委員会を開き、審査い たしましたので、その結果を報告します。

議案第1号垂水市猿ヶ城渓谷森の駅たるみず 及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理につい ては、本会議の際の説明をもとに委員会で質疑 を行いました。

委員から募集要項の中で、個人情報保護をうたっているが、通販での利用はないのかとの質疑に対し、第2回選定委員会の中で森の駅以外での利用はしないとの答弁がありました。

また委員から、森の駅活性化施設の加工施設 の件で指定管理となったときの運用はどうなっ ているかのとの質疑に対し、加工室については 今回の指定とは切り離し、従来どおり農林課で の運用となるとの答弁がありました。

また委員から、道の駅では利益のいくらかを 納入しているが、森の駅ではどうなっているか との質疑に対し、指定管理料はなしで募集をか けており、利益が出た場合には人件費等へ充当 する旨の回答がありました、との答弁がありま した。

また委員から、3月議会での提案では間に合わなかったのかとの質疑に対し、事務的な理由で3月議会にて承認をいただいても引き継ぎの時間がなく、適正な処理ができなくなる恐れがあるため、今回、上程となったとの答弁がありました。

また委員から、今回の指定管理における一番 の要望は何になるのかとの質疑に対し、現在、 年間300万円の歳入不足の解消と民間のノウハウを導入し、猿ヶ城地域の活性化を最優先としているとの答弁がありました。

各委員より、さまざまな質疑が交わされましたが、本議案に対し、異議がないか諮ったところ、異議があり、挙手による採決を行い、賛成 多数で原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

〇議長(池之上誠)次に、総務文教委員長、堀内貴志議員。

[総務文教委員長堀内貴志議員登壇]

〇総務文教委員長(堀内貴志) 休憩前の本会 議において、総務文教委員会付託となりました 議案1件について、休憩中に委員会を開き、審 査いたしましたので、その結果を報告します。

議案第2号平成27年度垂水市一般会計補正予算(第12号)案については、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

O議長(池之上誠) ただいまの報告に対し、 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池之上誠) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(池之上誠) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

まず、議案第1号について、委員長の報告の とおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(池之上誠) 異議がありますので、議 案第1号は起立により採決いたします。

委員長の報告は可決であります。委員長の報 告のとおり決することに賛成の方は起立願いま す。

[賛成者起立]

○議長(池之上誠) 起立多数です。よって、 議案第1号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号について、委員長の報告の とおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(池之上誠) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号平成27年度垂水市一般会 計補正予算(第12号)案は、委員長の報告のと おり決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 △閉 会

○議長(池之上誠) これをもちまして、平成 28年第1回垂水市議会臨時会を閉会いたします。 午後1時16分閉会 地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員